

平成 26 年第 2 回定例会（12月議会）

農林水産委員会提出資料

（所管事項関係）

平成 26 年 12 月 3 日

農 林 水 產 部

目 次

1 農産物の流通販売対策の強化について [農林水産部]	1
2 大潟村方上地区未利用地の売却について [農林政策課]	3
3 稲作経営安定緊急対策資金の貸付状況について [農業経済課]	6
4 平成27年産米の生産数量目標等について [水田総合利用課]	7
5 林業公社のあり方検討委員会等について [林業木材産業課]	8
6 平成26年のハタハタの漁獲状況について [水産漁港課]	(当日配布)

1 農産物の流通販売対策の強化について

農林水産部

国の農政改革や農協改革を踏まえ、県産農産物の生産から流通販売までを一体的に推進する体制を構築するとともに、新たなニーズに対応した流通販売対策を強化するための指針として「秋田県農產物流通販売戦略（仮称）」を策定する。

1 新たなニーズへの対応

(1) 農政改革に対応したマーケットインの強化

国の農政改革、とりわけ米の生産調整見直し後の競争激化を見据えると、これまで以上に「マーケットイン（売れるものを作る）」という意識の下に、農業者等が流通・販売チャネルを拡大していくことが急務となっている。

(2) 農協改革を見据えたJA等の販売対策の強化

J A等農業団体においても、これまでの系統流通に加え、実需者への営業活動により新たな販売ルートを開拓することが極めて重要となっている。

また、従来の委託販売方式にとどまらず、農産物の買取販売の拡大など、J A等の販売対策の強化が求められている。

2 推進体制

マーケットインの視点から生産と販売対策を強力に推進していくため、生産者・農業団体・行政等が一体となった推進体制を整備する。

3 農產物流通販売戦略（仮称）の骨子案（別紙参照）

新たな課題やニーズに対応するため、次に掲げる項目を重点事項とする。

なお、当該戦略は、農業団体や流通関係者等からの意見を聴いたうえで、2月議会に素案を提示する。

(1) 秋田ブランドの強化

（秋田の顔となるブランド品目の生産強化／実需者等から選ばれる農産物の創出）

(2) 販売チャネルの拡大

（農業者の販路拡大に向けた主体的な取組への支援／J A等の流通販売対策の強化への支援）

(3) プロモーション活動の強化

（民間企業等との連携による情報受発信の強化／首都圏における認知度向上）

(別紙)

農產物流通販売戦略（仮称）の骨子案について

I 農産物の流通販売を巡る情勢変化

- 1 消費者・食生活の変化
(単身高齢世帯の増加に伴う食の簡便化／食の安全性に対する意識)
- 2 農産物の需給を巡る変化
(国内需要の減少／国内外の産地間競争の激化／農産物貿易交渉の状況)
- 3 農産物の流通を巡る変化
(流通チャネルの多様化／加工・業務用での輸入野菜のシェア拡大／輸出への取組)

II これまでの取組と新たなニーズへの対応

- 1 これまでの取組状況
- 2 新たなニーズへの対応
(農政改革に対応したマーケットインの強化／農協改革を見据えたJA等の販売対策の強化)

III 方針策定の趣旨等

IV 流通販売戦略

- 1 秋田ブランドの強化
 - ・消費者・実需者に信頼される安全・安心な農産物の生産
 - ・競争力の高いナショナルブランド品目の生産強化
 - ・消費者・実需者から選ばれる農産物の創出

- 2 販売チャネルの拡大
 - ・市場等を介した大規模流通の展開
 - ・実需者ニーズに対応した新たな流通の展開
 - ・マッチングサポート機能の強化
 - ・地産地消による県内流通の展開
 - ・海外市場を見据えた輸出の展開

- 3 プロモーション活動の強化
 - ・関係団体・民間企業との連携による情報受発信の強化
 - ・アンテナショップ機能の強化
 - ・マスメディア等を活用した宣伝活動の展開

V 品目別戦略

- 1 米
- 2 野菜
- 3 果樹
- 4 花き
- 5 畜産
- 6 水産

VI 戰略の推進手法

- 1 生産者による主体的なマーケティング活動の取組促進
- 2 JAによる販売力強化等に向けた取組促進と県のサポート
- 3 県が行う農産物の生産・流通販売の総合支援

VII 推進体制

2 大潟村方上地区未利用地の売却について

農林政策課

(公社) 秋田県農業公社が大潟村方上地区に所有する242.2haの未利用地のうち、農地として利活用できる区域118.6haについて、自然環境に配慮しながら、3段階に分けて順次売却する。

1 大潟村方上地区未利用地の概要

(1) 取得の経緯及び処分状況

- ア 大潟村方上地区の559.6haは、県からの依頼を受けて、昭和52年に(財)秋田県農地管理公社(現在の(公社)秋田県農業公社)が国から有償で土地の配分を受けた。
- イ これまでに317.4haが売渡し処分されているが、米の過剰基調などを背景に、残りの242.2haは未利用地のままとなっている。

(2) (公社)秋田県農業公社への貸付金

- ア ほ場造成の償還金や土地改良区賦課金等の所要経費については、平成13年度まで土地の売却を前提として県が農業公社へ貸付けを行っており、貸付残高は約1,658百万円(無利子)となっている。
- イ しかし、土地の売却見通しが立たないことや、貸付金方式を継続した場合、売却価格に転稼する必要があることから、平成14年度以降は補助金方式に変更し、毎年度、所要経費を補助している。

(3) 農地としての利用

- ア 未利用地は一度も農地としての利用実績がなかったが、平成24年度に村外の農業生産法人から利用したいとの相談があり、利用可能か明らかではなかったことから、平成25年度及び26年度は、当該法人に1年ごとの使用貸借として貸付けをした(農地再生工事は自己負担)。
- イ また、未利用地内には絶滅危惧種となっている希少な動植物が確認されており、農地として利用するには、これらの生息状況を調査する必要があったため、平成25年度にチュウヒ等の鳥類を中心とした自然環境調査を実施した。

(4) 大潟村方上地区利活用検討委員会における検討

- ア 自然環境調査の結果を踏まえ、農業上の利活用に向けた今後の方向性を検討するため、平成25年度に大潟村方上地区利活用検討委員会を2回開催し、「大潟村方上地区の利活用に関する報告書」を取りまとめた。
- イ 報告書においては、242.2haの未利用地のうち、農地として利活用できる区域を118.6haとし、自然環境への影響を考慮して、段階的に農地を拡大して利用することとされた。

2 売却方式等について

(1) 売却方式について

県の「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」、「公有財産事務取扱について」等の規定を準用し、一般競争入札により売却する。

(2) 予定価格について

予定価格は、近隣の売買実績や貸付金の状況等を踏まえ、農業公社が決定する予定である。

(3) 買戻特約について

売買契約に当たっては、農用地として利用すること及び主食用米の作付制限を条件に、買戻特約（所有権移転後から5年間）を付すこととする。

なお、やむを得ない理由により指定用途の変更を必要とする場合は、売主、買主、双方協議の上で対応することとする。

3 当面のスケジュール

(1) 入札関係

募集期間-----平成27年1月中旬～2月中旬
入札-----平成27年2月中旬

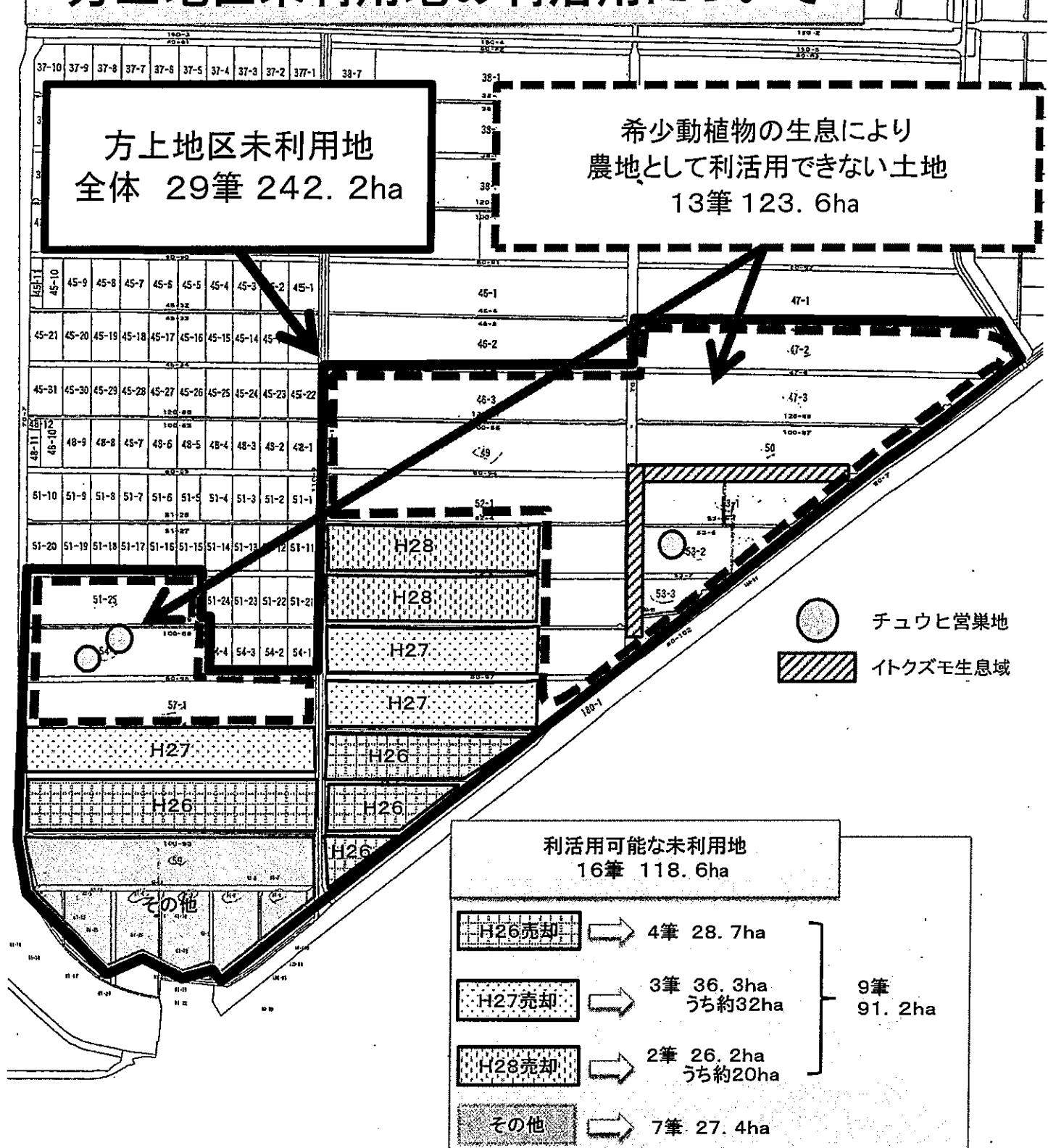
(2) 契約関係

大潟村農業委員会への許可申請----平成27年3月上旬
※農地法に基づく使用貸借権の設定（許可日から概ね1年半）

(3) その他

農地の再生工事・営農開始-----平成27年4月以降

方上地区未利用地の利活用について



○売却に当たってのポイント

- 1 自然環境に配慮して、3段階に分けて順次売却。
- 2 一般競争入札による契約者選定。
- 3 主食用米の作付制限を条件に、買戻特約を付した売買契約を締結。

3 稲作経営安定緊急対策資金の貸付状況について

農業経済課

稻作経営安定緊急対策資金については、10月24日から貸付が開始されており、その貸付状況は次のとおりである。

- 12月1日現在の貸付実行は、1,127件、13億2,079万円となっており、融資枠の約33%となっている。
- 現在、申込のピークを迎えていると考えられ、今後も状況を見極めながら、農業者のニーズに応えられるよう適切に対応する。

稻作経営安定緊急対策資金の貸付等の状況（12月1日現在）

融資枠	借入申込		貸付実行	
	件数	金額	件数	金額
40億円	1,822件	23億2,678万円	1,127件	13億2,079万円

※借入申込のあった案件は、JA等融資機関の審査を経て、順次、貸付実行される。

4 平成27年産米の生産数量目標等について

水田総合利用課

1 本県の生産数量目標等について

- (1) 国は、平成27年産米の全国の生産数量目標を前年比14万t減の751万tに決定し、併せて、過去6年間の米の需要実績等を基に、各都道府県に対し生産数量目標を配分した。
- (2) 本県の生産数量目標は、417,540t（面積換算で72,870ha）で、前年に比べて15,500t（面積換算で2,700ha）、率にして3.6%減少した。

	平成27年産		平成26年産	対前年	増減率
		自主的取組参考値			
全 国	7,510,000 t (142万 ha)	7,390,000 t (140万 ha)	7,650,000 t (145万 ha)	△140,000 t (△ 3万 ha)	△ 1.8 %
秋 田 県	417,540 t (72,870 ha)	410,860 t (71,700 ha)	433,040 t (75,570 ha)	△ 15,500 t (△ 2,700 ha)	△ 3.6 %
全国シェア	5.56 %	5.56 %	5.66 %	△ 0.10 ポイント	/

※()内は面積換算値

- (3) 県としては、市町村・関係団体と連携し、需要に応じた米の生産の取組を強化するとともに、農業所得を確保できるよう、収益性の高い複合型の生産構造への転換に向けた取組を加速化していく。
- (4) なお、生産数量配分が廃止される平成30年産以降を見据え、今回の配分から、次年度の期末在庫量を過去の平均水準に近づけるための参考値として「自主的取組参考値」が示された。

2 市町村別の生産数量目標等について

秋田県農業再生協議会における配分数量の算定方針等の協議を踏まえ、12月25日に配分する予定である。

5 林業公社のあり方検討委員会等について

林業木材産業課

本年4月に外部有識者からなる「秋田県林業公社のあり方検討委員会」を設置し、10月10日に第4回検討委員会を開催した。

1 第4回（10月10日）の開催状況

- (1) 「公社存続」、「県営林化」のパターンごとに、長期収支試算の前提条件にマイナス変化が生じた場合の試算結果や、これまでの議論を踏まえた今後の経営形態の取りまとめ案、公社を存続させる場合の当面の経営改善策などについて議論した。
- (2) 委員からの主な意見は、次のとおり
- ア 収支試算の前提になっている特別交付税措置が早期に廃止となった場合など、マイナスリスクを考慮した試算の結果を踏まえても、専門性などの面から現状においては公社存続が妥当
 - イ 様々なリスクが考えられる中で、今後も定期的な検証等を行うとともに、将来の県営林化を意識した検討も進めておくべき
 - ウ 今後も継続的に経営改善に努め、特に、公庫の高利率融資の繰上償還は改善効果が大きいことから実施すべき

2 今後の予定

これまでの検討結果を12月中旬に、報告書に取りまとめる。

3 県の対応

あり方検討委員会の報告書、三セク等調査特別委員会の提言などを踏まえ、年度内に行う「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」の見直しに反映させる。

(参考) ○ 検討委員会委員（敬称略）

熊谷嘉隆（国際教養大学教授、委員長）
吉岡順子（公認会計士）
松渕秀和（秋田経済研究所長）
久米正雄（大仙市副市長）
大塚幸絵（環境カウンセラー）

○ 検討状況

第1回（5月15日） 公社の概要について
第2回（6月19日） 現地調査及び他県の状況について
第3回（7月17日） 公社存続・廃止の比較について
第4回（10月10日） 経営形態・改善策等について